

答 申 書

「白山市上下水道料金の改定について」

令和8年7月24日

白山市上下水道料金検討委員会

1 はじめに

白山市上下水道料金検討委員会では、水道事業ビジョン及び公営企業経営戦略の中間見直しを踏まえ、令和9年度から令和13年度までの5年間を対象として水道事業及び下水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたり市民生活に不可欠なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定して供給するとともに、衛生的で快適な生活環境を維持・向上させるための公平で適正な料金体系のあり方について慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、市民の負担を極力抑える方向で検討を重ねつつも、将来世代への負担を軽減し、事業の持続可能性を確保するため、答申に掲げた料金改定が必要であるとの結論に至りました。

今回の料金改定により、水道事業及び下水道事業の財政基盤が強化され、老朽化した施設の計画的な更新や、将来的な需要変動への対応、さらには技術革新への投資などが可能となるものと見込んでいます。

2 答申

「白山市上下水道料金の改定について」

(1) 水道料金について

水道事業においては近年、人口減少等により水需要が継続的に減少し、水道料金収入の減少が見込まれています。また、水道施設や管路の老朽化による計画的な更新や、災害時においても水道水を安定供給できる施設整備が喫緊の課題となっていることに加え、資材価格や人件費等の高騰が続いています。

これまで施設の統廃合や設備更新の見直し、管理運営の効率化等に取り組み経営の健全化に努めているものの、現在の料金水準のままでは、水道事業の継続に必要な維持管理費を十分に賄うことが困難な状況となっています。

このため、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給するためには以下のように水道料金の見直しを行う必要があります。

ア 料金体系は、現行のとおり、基本料金及び、累進逓増制による従量使用料、用途別料金が適正であるとししました。

イ 水道料金は、20%の改定率を適用することとししました。

なお、改定の時期については、経営改善の早期効果を考慮し、令和9年4月からが適切であるとししました。

ウ 使用水量の多少にかかわらず、一律に改定率を適用することとししました。

エ 前回、料金据え置きとなっていた飲料水供給施設等についても、現在の水道料金に改定率を適用させることとししました。

（２）下水道使用料について

下水道事業においては、水道事業と同様、人口減少等により処理水量が減少しそれに伴って使用料収入の減少が見込まれています。また、下水道施設や管路の老朽化が進行しており、計画的な更新及び耐震化が喫緊の課題となっていることに加え、資材価格や人件費等の高騰が続いています。

これまで施設の統廃合や設備更新の見直し、管理運営の効率化等に取り組み経営の健全化に努めているものの、現在の使用料水準では、下水道事業の継続に必要な維持管理費を十分に賄うことが困難な状況となっています。

このため、将来にわたって下水道サービスを安定的に提供していくためには以下のように下水道使用料の見直しを行う必要があります。

ア 使用料体系は、現行のとおり、基本料金及び、累進逓増制による従量使用料、用途別使用料が適正であるとししました。

イ 下水道使用料は、２５％の改定率を適用することとししました。

なお、改定の時期については、水道料金同様、令和９年４月からが適切であるとししました。

3 付帯意見

委員会審議過程において、次のとおり意見を付することとしましたので、今後の事業運営にあたり配意願います。

- (1) 事業運営にあたっては、これまで以上に施設の統合整備や維持管理費の削減等による経営の効率化に努め、財政の健全化を図ること。

また、水道事業及び下水道事業の組織内に蓄積された技術・スキル・ノウハウを着実に継承する体制の構築を図ること。

- (2) 市民が安心して利用できる安全な水の安定的な供給に努めるとともに、法令に基づく消火栓の設置及び災害に強い施設の整備を実施すること。

また、実際の災害時に想定される状況を想定した防災訓練の充実を図ること。

- (3) 水道料金及び下水道使用料については、今後も概ね5年を目途に、定期的にそのあり方等を検討すること。

- (4) 市民への積極的な情報公開及び市民との情報共有に努めるとともに、市民に開かれた事業運営に努めること。また、料金の見直しの際には、その必要性、改定時期、内容について周知を十分に行い、市民の理解と協力を得られるよう適切に対応すること。

付 属 資 料

資料番号	内 容
1	白山市上下水道料金検討委員会委員名簿
2	審議経過
3	白山市上下水道料金検討委員会設置要綱

白山市上下水道料金検討委員会委員名簿

委 員 長	新	広 昭
副委員長	松 本	祐 紀
委 員	佛 田	治 彦
委 員	京 念	美 弘
委 員	藤 田	俊 英
委 員	高 山	昇
委 員	池 崎	秋 麗
委 員	宇 谷	鮎 子
委 員	柳	幸 枝

審 議 経 過

区分	開催日・場所	審議事項
第 1 回	令和 7 年 8 月 29 日（金） 市役所 7 階 議会第 3 会議室	・ 上下水道事業の概要について ・ 公営企業の課題について
第 2 回	令和 7 年 10 月 30 日（木） 市役所 7 階 議会第 3 会議室	・ 料金体系について ・ 使用水量・料金収入の状況について ・ 大口利用者への対応、市民への周知方法について
第 3 回	令和 8 年 1 月 29 日（木） 市民交流センター3 階 企画展示室	・ 料金の改定シミュレーションについて
第 4 回	令和 8 年 5 月 29 日（金） 市危機管理センター1 階 会議室	・ 料金の改定に合わせて進める取り組みについて ・ 料金の改定時期及び改定率について
第 5 回	令和 8 年 7 月 24 日（金） 市役所 7 階 議会第 3 会議室	・ 答申書（案）について

白山市上下水道料金検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における水道事業及び下水道事業の健全な運営を図るため、白山市上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本市における水道事業及び下水道事業の公平で適正な料金体系について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 白山市町会連合会理事
- (3) 関係団体を代表する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部企業総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。